

今後の精神保健医療福祉のあり方等 に関する検討会の状況

精神保健医療福祉施策の改革に向けたこれまでの経緯について

平成14年12月:精神保健福祉対策本部設置(本部長:大臣)

平成14年12月:
障害者部会精神障害分会(平成14年1
月~)報告書「今後の精神医療福祉施策
について」取りまとめ

平成15年5月:第2回精神保健福祉対策本部
(中間報告:精神保健福祉の改革に向けた今後の方向について)

- ①普及啓発 → 正しい理解・当事者参加活動の促進
- ②精神医療改革 → 精神病床の機能強化・地域ケア・精神病床数の減少を促す
- ③地域生活の支援 → 住居・雇用・相談支援の充実

平成16年3月:
心の健康問題の正しい理解のための
普及啓発検討会(平成15年3月~)
報告書取りまとめ【こころのバリアフ
リー宣言】

平成16年8月:
精神障害者の地域生活支援の在り
方に関する検討会(平成15年10
月~)最終まとめ

平成16年8月:
精神病床等に関する検討会(平成15
年9月~)最終まとめ

平成16年9月:第3回精神保健福祉対策本部(精神保健医療福祉の改革ビジョン)

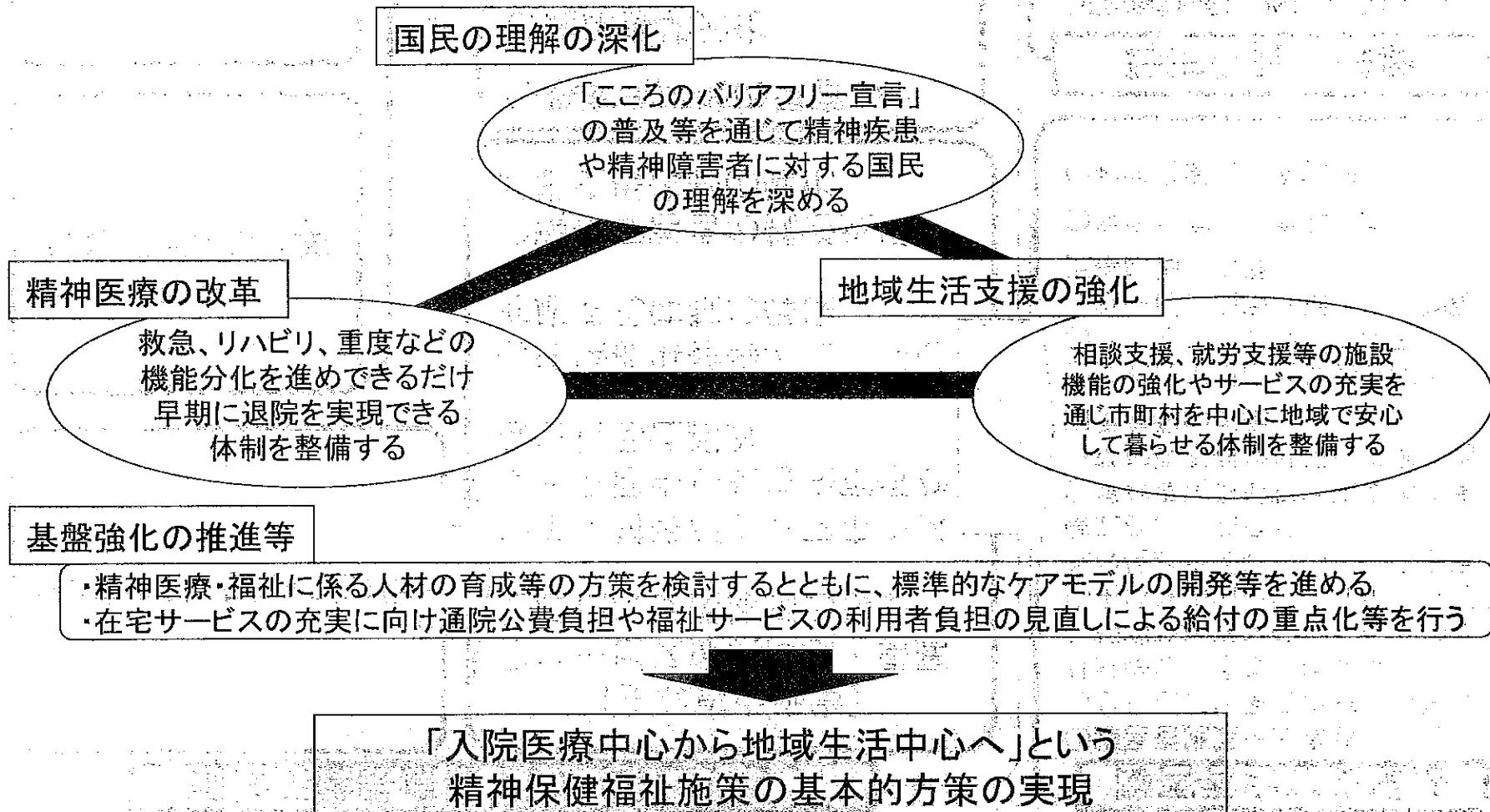
- ①国民の理解の深化・②精神医療の改革・③地域生活支援の強化
- 「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という基本的方策の実現

平成16年10月:今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)

- ・障害者自立支援法の制定
- ・医療計画における基準病床数算定式の見直し
- ・診療報酬改定

精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



※上記により、今後10年間で、受入条件が整えば退院可能な者約7万人について、解消を図る。

精神保健医療福祉の改革ビジョンと障害者自立支援法・精神保健医療の関係

精神保健医療福祉の改革ビジョン

地域生活支援の強化

精神医療の改革

国民理解の深化

【主な重点施策】

- サービス提供体制・重層的な相談支援体制の整備
- 市町村等がケアマネジメントを活用し給付決定等がなされる仕組み
- 住居提供者等のニーズに対応する体制の確保
- 精神障害者の就労支援・活動支援体制の強化

- 基準病床数の見直し
- 病床機能分化
- 適切な処遇の確保等
- 普及啓発「こころのバリアフリー宣言」

障害者自立支援法

- 障害者施策を三障害一元化
- サービス体系に再編・障害福祉計画によるサービス整備
- 相談支援を含むサービスの実施主体を市町村に一元化（専門的な相談支援については都道府県においても実施）
- 精神障害者退院促進支援事業→精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施
- 支給決定プロセスの透明化
- ケアマネジメントによる「サービス利用計画」、「個別支援計画」の導入
- 居住サポート事業の創設
- 就労支援の抜本的強化

精神保健・医療

- 医療計画における基準病床算定式の変更
- 診療報酬上の評価
- 精神保健福祉法の改正

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会

趣旨

精神保健医療福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(平成16年9月)に基づくこれまでの改革の成果を検証するとともに、ビジョンの第2期(平成21年9月から5年間)における重点施策群を定めるため、入院患者の地域移行への支援のための方策や、病床機能をはじめとする精神医療の機能分化の一層の推進のための方策など、今後の精神保健医療福祉のあり方等について、客観的なデータに基づいた検討を行う。

開催状況と今後のスケジュール

- | | |
|------------|--|
| 第1回 4月11日 | ○精神保健医療福祉の改革の経緯及び現状について |
| 第2回 5月 1日 | ○地域生活支援体制の充実について |
| 第3回 5月29日 | ○精神保健医療体系について |
| 第4回 6月19日 | ①精神疾患に関する理解の深化について ②精神障害者の方からのヒアリング ③地域移行の実践に関するヒアリング |
| 第5回 6月25日 | ①「精神病床の利用状況に関する調査」報告について ②諸外国の精神保健医療福祉の動向について |
| 第6回 7月16日 | ○これまでの議論の整理と今後の検討の方向性について |
| 第7回 7月31日 | ○これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)について |
| 第8回 8月21日 | ○有識者からのヒアリング |
| 第9回 9月3日 | ①論点整理の報告について ②平成21年度概算要求の報告について ③障害者部会の状況報告について ④今後の進め方について ⑤「精神病床の利用状況に関する調査」報告(詳細)について |
| 第10回 9月25日 | ①地域生活への移行・地域生活の支援について ②精神科救急・精神保健指定医について |

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 構成員名簿

(◎:座長、五十音順、敬称略)

| 氏 名 | 役 職 |
|-----------|------------------------------|
| 伊 澤 雄 一 | 特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表 |
| 上ノ山 一 寛 | 社団法人 日本精神神経科診療所協会理事 |
| 大 塚 淳 子 | 社団法人 日本精神保健福祉士協会常務理事 |
| 尾 上 義 和 | 社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会常務理事 |
| 小 川 忍 | 社団法人 日本看護協会常任理事 |
| 門 屋 充 郎 | 特定非営利活動法人 十勝障がい者支援センター理事長 |
| 坂 元 昇 | 全国衛生部長会副会長 |
| 佐 藤 茂 樹 | 有限責任中間法人 日本総合病院精神医学会副理事長 |
| 品 川 眞佐子 | 特定非営利活動法人 ほっとハート理事長 |
| 末 安 民 生 | 社団法人 日本精神科看護技術協会第一副会長 |
| 田 尾 有樹子 | 社会福祉法人 巣立ち会理事 |
| 谷 畑 英 吾 | 滋賀県湖南市長 |
| 寺 谷 隆 子 | 山梨県立大学人間福祉学部教授 |
| 長 尾 卓 夫 | 社団法人 日本精神科病院協会副会長 |
| 中 島 豊 爾 | 社団法人 全国自治体病院協議会副会長 |
| 長 野 敏 宏 | 特定非営利活動法人 ハートinハートなんぐん市場理事 |
| 樋 口 輝 彦 | 国立精神・神経センター総長 |
| ◎ 広 田 和 子 | 精神医療サバイバー |
| 町 野 朔 | 上智大学法学研究科教授 |
| 三 上 裕 司 | 社団法人 日本医師会常任理事 |
| 安 田 武 晴 | 読売新聞 社会保障部 |
| 山 根 寛 | 社団法人 日本作業療法士協会副会長 |
| ◎ 良 田 かおり | 特定非営利活動法人 全国精神保健福祉連合会事務局長 |

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会(論点整理)

1. 本検討会における議論の経過

平成16年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的方策を更に推し進め、精神保健医療福祉施策に関する抜本的見直しのための改革ビジョンの後期5か年(平成21年9月以降)の重点施策群の策定に向けて、本年4月より、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を開催し、検討を開始。これまでの議論の整理、今後の検討の方向性に関する論点のとりまとめを行う。

2. 精神保健医療福祉の課題

(1) 統合失調症患者を中心とした地域生活への移行と地域生活の支援の一層の推進

改革ビジョンに掲げた方向性に沿って、障害者自立支援法の見直しとあわせて一層の推進を図る。

(2) 認知症患者への対応等新たな課題への対応

(1)に加え、増加する認知症患者に対する入院・入所機能のあり方の検討や児童・思春期等精神保健医療の直面する新たな課題への対応を図る。

3. 今後の精神保健医療福祉施策の基本的考え方

- 現在の長期入院患者の問題は、入院医療中心であった我が国の精神障害者施策の結果であり、行政をはじめその関係者は、その反省をすべき。
- 精神保健医療福祉施策に関しては、今後も、「入院医療中心から地域生活中心へ」との基本的理念に基づき、今後の施策立案・実施に当たるべき。
- その際、将来あるべき姿(ビジョン)を示し、数値目標を定め、ロードマップを明確にし、定期的に進捗状況を評価するという流れを徹底すべき。

【具体的施策の方向性】

- ①地域生活を支える支援の充実
- ②精神医療の質の向上(精神疾患の早期発見・支援のための体制確保を含む)
- ③精神疾患に関する理解の深化
- ④長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援

4. 統合失調症患者を中心とする地域生活への移行及び地域生活の支援

※障害者自立支援法の見直しとあわせて議論

- ・ 入院期間1年以上の長期入院者群に重点を置いて、統合失調症患者を中心とした地域生活への移行及び地域生活の支援施策を行う。
- ・ 新たな長期入院を生み出さないという基本的な姿勢に立って、地域生活への移行を促す。
- ・ 長期入院患者の特性に応じたきめ細かい施策を実施する。

主な検討課題

相談支援

- 障害者自立支援法に基づく相談支援の充実、ケアマネジメント機能の拡充
- 相談支援体制の中核を担う地域自立支援協議会の機能の充実
- 精神保健の分野も含め、市町村・都道府県・精神保健福祉センター等、行政機関の役割の制度上の明確化
- 保健福祉分野と学校教育分野の連携の強化

福祉サービス等の充実

- 住まいの場の確保(公営住宅、民間住宅の活用促進等)、訪問による生活支援の充実、効果的な家族支援の検討

地域生活を支える医療の充実

- 精神科救急医療に係る都道府県による体制確保、一般救急医療との連携に関する制度上の位置付けの検討
- 精神保健指定医の確保のための具体的方策(5年毎の更新要件の見直し等)の検討

入院中から退院・退所までの支援の充実

- 退院・退所時の個別支援の充実、地域移行・地域定着に必要な体制整備の充実

5. 精神保健医療体系の再構築

※増加する認知症患者への対応をはじめ、精神保健医療の直面する新たな課題への対応についても今後重点的に議論

- ・ 医療制度全体の取組の状況を踏まえて、精神保健医療の水準の向上を目指す。
- ・ 将来的な病床の機能分化や医療体制の姿を提示する。
- ・ 機能(統合失調症、認知症等)に応じた入院機能の明確化、統合失調症患者の地域移行の更なる促進による病床数の適正化を図る。

主な検討課題

入院医療

- 病期や疾患に応じた入院機能の明確化、病床機能分化の推進
- 人員・構造等の基準、機能に応じた病床の必要数、機能強化の方策等、今後の精神病床のあり方の検討

通院・在宅医療

- 精神科デイ・ケア等の患者の症状等に応じた機能強化・分化や精神科訪問看護等の在宅医療の充実のための方策を検討

医療体制・連携

- 今後の精神医療体制のあり方を検討
(制度的な位置付け、精神科救急医療体制、病院と診療所との機能分担・連携、身体合併症の患者への医療提供のあり方、一般医療との連携、早期支援)
- 他のサービスや関係機関との連携が必要と考えられる分野(認知症、依存症、児童・思春期等)について、体制のあり方を検討

※特に認知症について、精神病床や介護保険施設等の入院・入所機能を含めた体制の全体像の検討

人材の確保・資質の向上をはじめとした精神医療の質の向上

- 医療関係職種の確保や資質の向上のための方策を検討

6. 精神疾患に関する理解の深化(普及啓発)

〔 精神疾患の早期発見・早期対応による重症化の防止を図る。 〕

主な検討課題

- ターゲット(疾患、年代等)の明確化、ターゲットに応じた効果的な普及啓発の手法や実施主体の検討
- 学齢期の若者等に対する普及啓発の重点的な実施
- 統合失調症に関する理解の進展を目標とした普及啓発の重点的な実施

7. 今後の検討に向けて

- 統合失調症患者を中心とする地域生活への移行・支援に関する事項については、障害者自立支援法の改正にあわせて本年中に具体化
- 精神保健医療を含め、精神保健医療福祉施策の全体像の取りまとめは、平成21年夏を目途
- 精神病床数に係る目標値の設定や今後の取組の方向性については、引き続き議論